

第 4 次 札幌市産業廃棄物処理指導計画

取組状況報告

令和 2年 7月

札幌市環境局

目 次

第1編 産業廃棄物処理の現状	1
1. 全国の産業廃棄物処理の現状	2
2. 北海道の産業廃棄物処理の現状	3
3. 札幌市の産業廃棄物処理の現状	4
第2編 第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画実施状況	6
目標と結果	
1. 排出抑制の目標値	7
2. 最終処分量の目標値	8
3. 再生利用の目標値	9
4. 市域内処理の目標値	10
札幌市の重点施策の実施状況	
重点施策 1. 排出事業者指導の推進	
施策 1-1. 各種報告に基づく指導	11
施策 1-2. 事業系廃棄物に対する一体的指導の推進	11
施策 1-3. 建設工事現場における指導	12
施策 1-4. 特別管理産業廃棄物（廃石綿等、PCB、感染性廃棄物）の適正処理推進	12
施策 1-5. 産業廃棄物処理事業者への指導	13
施策 1-6. 産業廃棄物の適正処理に係る普及啓発	13
施策 1-7. 不法投棄の防止対策推進	14
重点施策 2. 信頼のおける優良産業廃棄物処理事業者の育成	
施策 2-1. 優良産業廃棄物処理事業者制度の活用	14
重点施策 3. 非常災害に備えた処理体制の整備	
施策 3-1. 処理実施要領に基づいた災害発生時処理実務の運用体制等の確認	15
重点施策 4. 本市発注工事における産業廃棄物の発生抑制及び再資源化の推進	
施策 4-1. 本市発注工事における産業廃棄物の発生抑制及び再資源化の推進	15
重点施策 5. 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進	
施策 5-1. 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進	16
重点施策 6. 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援	
施策 6-1. 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援	17
重点施策 7. 排出現場・事業所における分別の徹底による未活用資源の有効利用の推進	
施策 7-1. 小規模な排出現場・事業所への適正分別等の指導による未活用資源の有効活用推進	17
第3編 第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画の総括（まとめ）	18
第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画の総括（まとめ）	19

第1編

産業廃棄物処理の現状

1. 全国の産業廃棄物処理の現状

1-1. 排出量及び処理状況

全国の産業廃棄物排出量の経年変化及び処理状況を図1に示す。

排出量は平成20年度から平成25年度にかけて減少したが、平成26年度で微増し、以降は減少傾向である。再生利用量は200万t前後で、平成20年度以降横ばいとなっているが、最終処分量は平成10年度以降一貫して減少してきている。

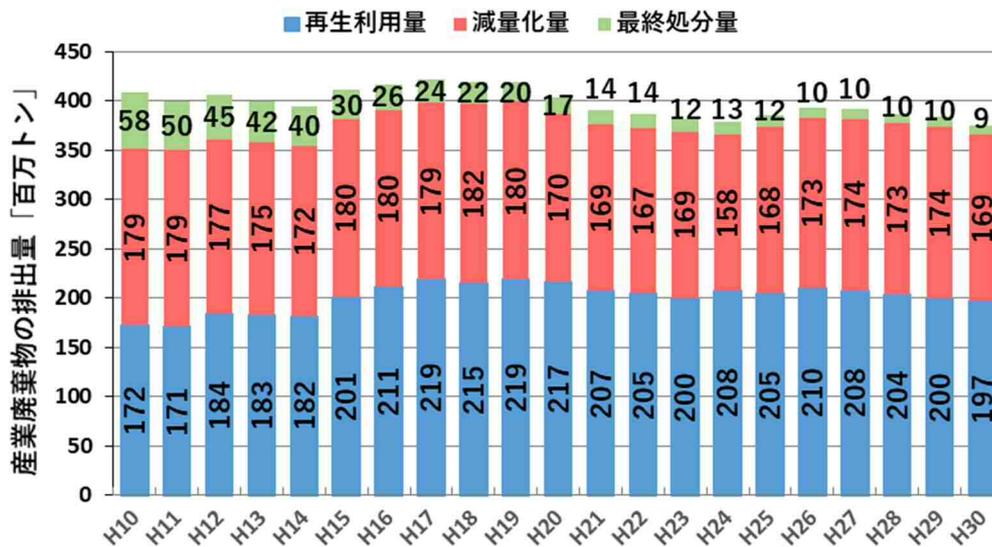


図1 全国の産業廃棄物排出量と処理状況

出典：環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況（平成30年度）速報版」より

1-2. 種類別排出量

種類別排出量では、汚泥が最も多く排出量全体の44%、動物のふん尿が21%、がれき類が16%となっている。

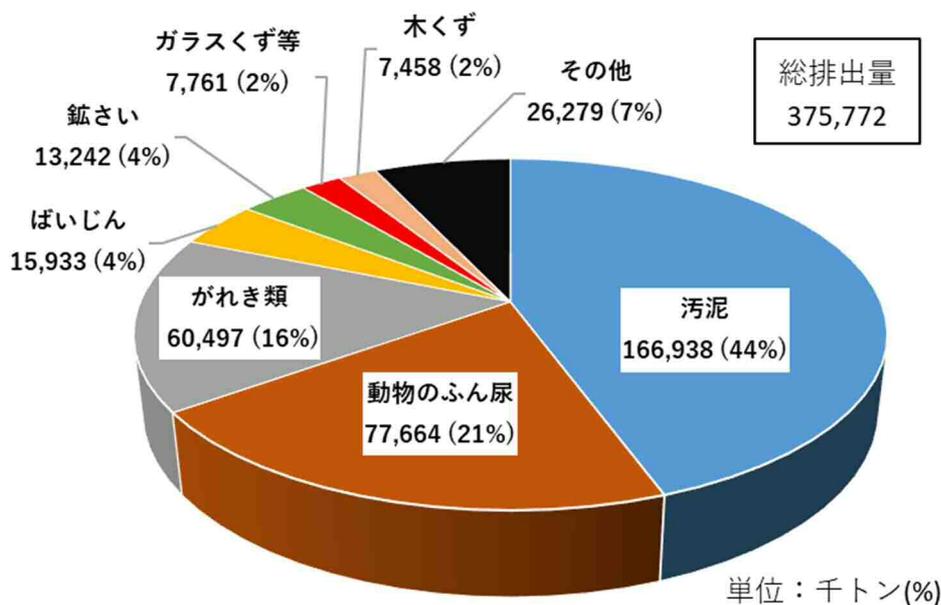


図2 全国の種類別産業廃棄物排出量

出典：環境省「産業廃棄物の排出及び処理状況（平成30年度）概要版」より作成

2. 北海道の産業廃棄物処理の現状

2-1. 排出量及び処理状況

北海道の産業廃棄物排出量の経年変化及び処理状況を図3に示す。

排出量は、平成10年度から平成14年度にかけて増加し、平成19年度では減少したものの、平成24年度では微増し、平成29年度は平成24年度と同程度である。一方、最終処分量は平成10年度から減少し続けている。

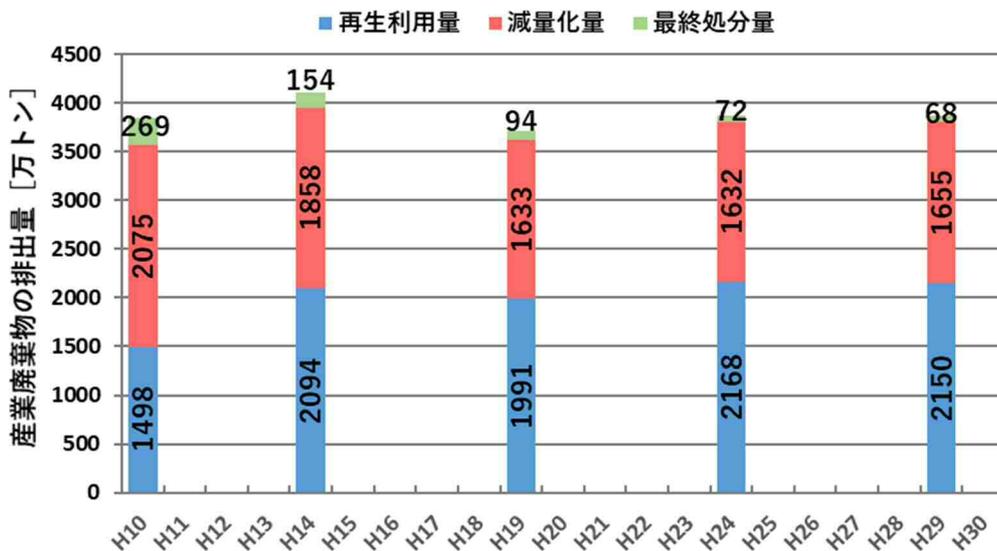


図3 北海道の産業廃棄物排出量と処理状況

出典：北海道産業廃棄物処理状況調査より作成

2-2. 種類別排出量

種類別排出量では、動物のふん尿が最も多く、排出量全体の50%を占め、次いで汚泥が32%である。これら2種類で排出量全体の80%以上を占めている。

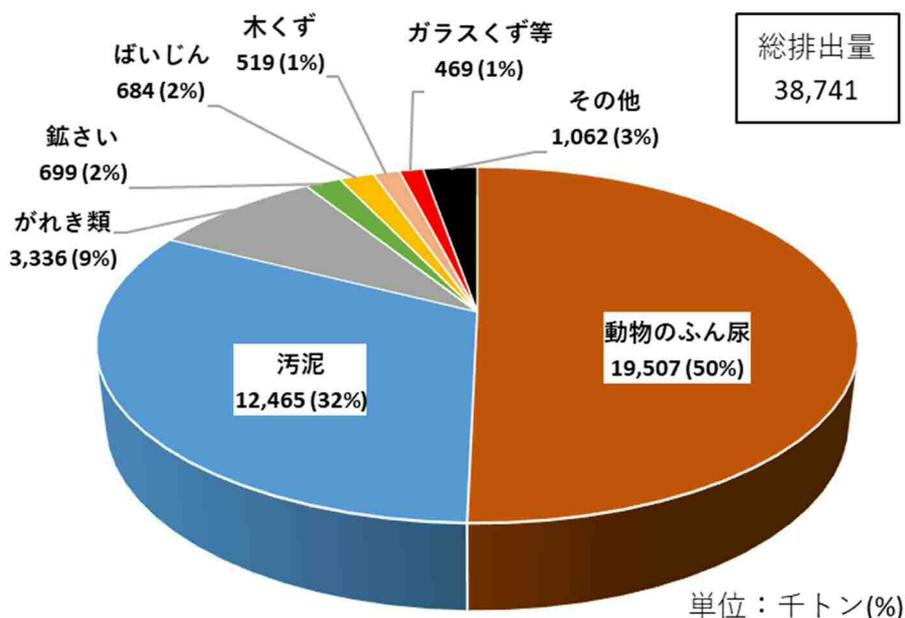


図4 北海道の種類別産業廃棄物排出量（平成29年度）

出典：北海道産業廃棄物処理状況調査より作成

3. 札幌市の産業廃棄物処理の現状

3-1. 排出量及び処理状況

札幌市の産業廃棄物排出量の経年変化及び処理状況を図5に示す。

排出量は、平成10年度から平成15年度にかけて大きく減少しており、平成15年度から平成30年度まで300万tを越えない程度で推移している。最終処分量は平成25年度までは一貫して減少していたが、平成30年度で微増した。一方で、平成15年度以降で、再生利用量は、平成30年度で最も大きくなった。

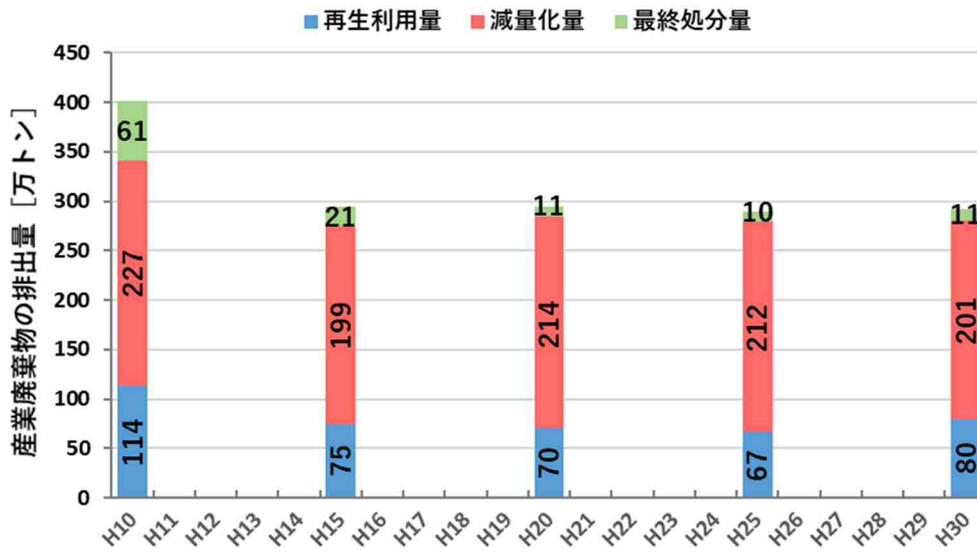


図5 札幌市の産業廃棄物排出量と処理状況

3-2. 種類別排出量

種類別排出量では、汚泥が最も多く全体の約70%を占めている。次いで、がれき類が約15%で、これら2種類で全体の約85%を占めている。全国や北海道で排出量の多い動物のふん尿はほとんどない。

排出量の最も多い汚泥は上下水道汚泥を含み、汚泥のうち95%以上を占めている。

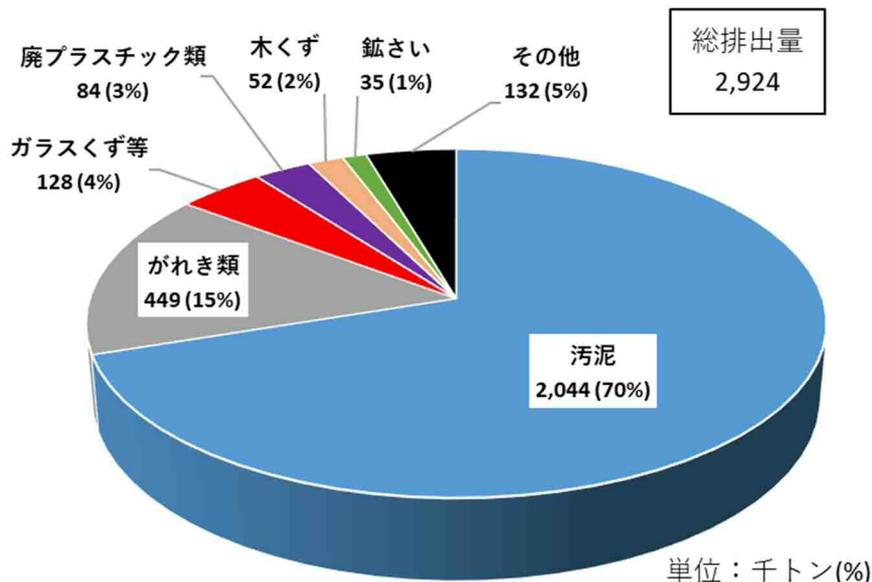
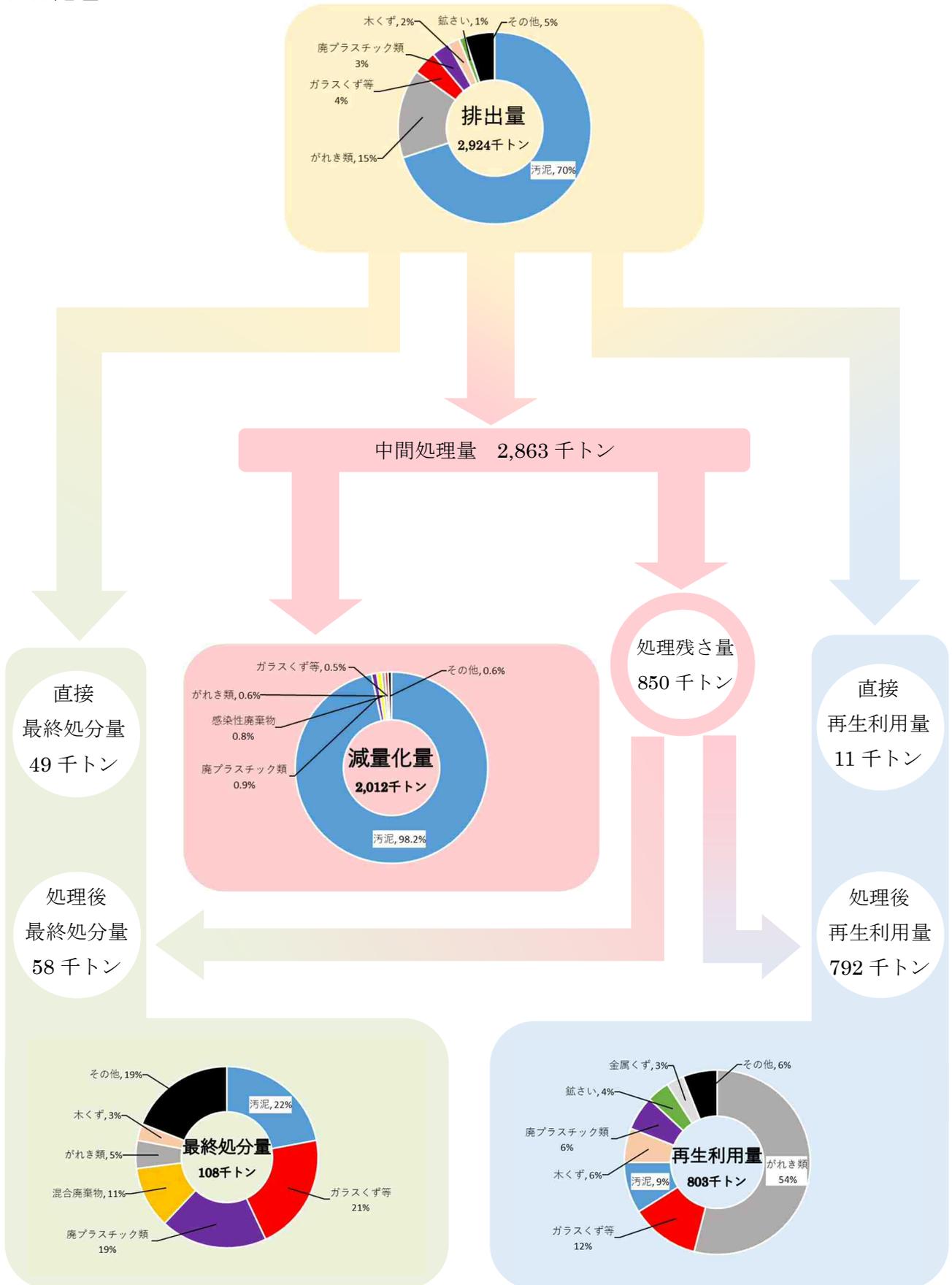


図6 札幌市の種類別産業廃棄物排出量 (平成30年度)

3-3. 処理フロー



※ 図中の数値は四捨五入しているため、合計が合わない場合がある

図7 札幌市の産業廃棄物の処理フロー（平成30年度）

第 2 編

第 4 次札幌市産業廃棄物処理指導計画実施状況

目標と結果

1. 排出抑制の目標値

(1) 目標値

○令和2年度の排出量を **290万トン以下** に抑制する。

(2) 結果

① 排出量の結果

○平成30年度：**292.4万トン**

対目標：+2.4万トン

(平成20年度から 2.2万トン減少、
平成25年度から 3.1万トン増加)

② 考察

○排出量の結果について

- ・排出量はずっと横ばいで推移しており、排出抑制の取組の推進や社会経済の状況により、令和2年度目標値を達成できる見込みである。

○廃棄物種類別排出量について

- ・がれき類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず等は、5年前と比較し、札幌市内の年間工事費予定額や札幌市歳出の普通建設事業費が増加（建築着工統計調査、札幌市平成30年度決算より）していることから、建設副産物の排出量も増加したものと考えられる。
- ・ガラス・コンクリート・陶磁器くずについては、主な排出事業者がセメント製品製造業者を含む窯業・土石製品製造業であり、製造品出荷額が年々増加（工業統計調査より）していることから、排出量が増加しているものと考えられる。
- ・汚泥のうち、95%以上は上下水道から発生する汚泥であり、人口は増加（5年間の比較で約2.8万人増加）しているものの、降水量や水質、下水汚泥の濃縮効率の改善により排出量が減少したものと考えられる。
- ・廃プラスチック類は、外国政府の輸入禁止措置により、元々有価で取引されていたものが廃棄物になり、排出量が増加したものと考えられる。

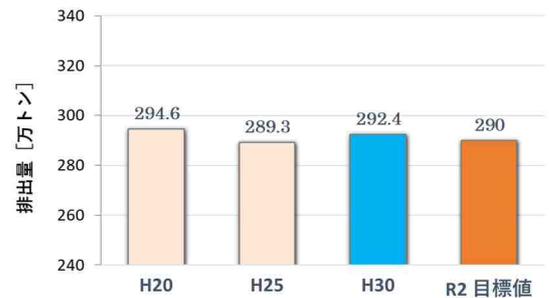


図8 排出量経年比較

単位：万 t

廃棄物の種類	H25	H30	増減量
汚泥	207.0	204.4	-2.6
がれき類	39.7	44.9	5.2
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	6.9	12.8	5.9
廃プラスチック類	7.4	8.4	1.0
木くず	6.0	5.2	-0.8
鉢さい	2.7	3.5	0.8
その他	19.6	13.1	-6.5
合計	289.3	292.4	3.1

表1 廃棄物種類別排出量

※表の数値は四捨五入しているため、合計が合わないことがある。

2. 最終処分量の目標値

(1) 目標値

○令和2年度の最終処分量を **9万トン以下** に抑制する。

(2) 結果

①最終処分量の結果

○平成30年度：**10.8万トン**

対目標：+1.8万トン

(平成20年度から0.1万トン減少、
平成25年度から0.7万トン増加)

②考察

○最終処分量の結果について

- ・排出量の増加、減量されずに最終処分された量が増加したことにより、令和2年度目標値の達成は困難である見込みである。

○廃棄物種類別最終処分量について

- ・廃プラスチック類は排出量の増加だけではなく、最終処分率も増加している。焼却施設で処理するよりも最終処分したほうが安価で済む場合があり、減量化されずに最終処分されていることが要因として考えられる。
- ・汚泥の最終処分量のうち、上水汚泥の最終処分量が多くを占めている。また、上下水道汚泥以外の汚泥の最終処分量が増加している。
- ・ガラス・コンクリート・陶磁器くずで最終処分されたものの多くは廃石膏ボードである。廃石膏ボードについては、これまで山口処理場で埋立処理されていたが、市内に再資源化施設が整備されたため、今後は改善が見込まれる。
- ・混合廃棄物の最終処分量は、大きく変化はなかった。

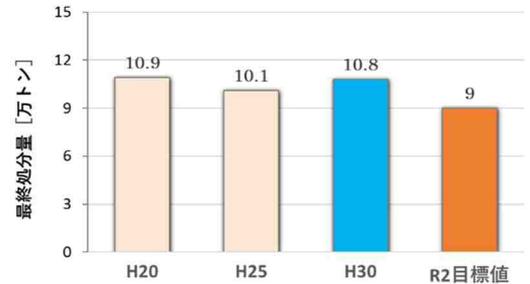


図9 最終処分量経年比較

表2 廃棄物種類別最終処分量

単位：万t

廃棄物の種類	H25	H30	増減量
汚泥	2.0	2.4	0.4
がれき類	1.0	0.5	-0.5
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	3.0	2.2	-0.8
うち、廃石膏ボード	2.2	1.3	-0.9
廃プラスチック類	1.4	2.1	0.7
木くず	0.0	0.3	0.3
混合廃棄物	1.3	1.2	-0.1
その他	1.4	2.1	0.7
合計	10.1	10.8	0.7

※表の数値は四捨五入しているため、合計が合わないことがある

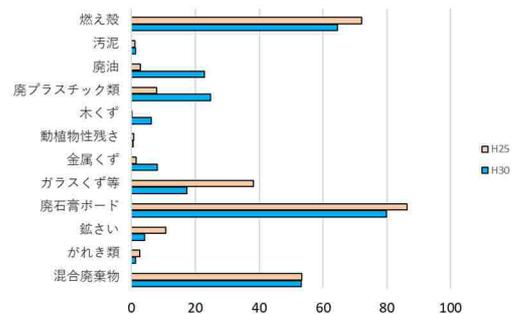


図10 廃棄物種類別最終処分率
(年間排出量5千トン以上を対象)

3. 再生利用の目標値

(1) 目標値

○上下水道汚泥の減量化量を除いて産業廃棄物の再生利用率を **75%以上**に増加させる。

(2) 結果

①再生利用率の結果

○平成 30 年度： **79.8%**

対目標： +4.8%

(平成 20 年度から 5.4%増加、
平成 25 年度から 6.1%増加)

②考察

○再生利用率の結果について

・令和 2 年度の目標値を、平成 30 年度の時点においてすでに達成している。

○廃棄物種類別再生利用率について

- ・5 年前と比較し、ほとんどの種類の産業廃棄物で、再生利用率が改善されている。
- ・がれき類、ガラス・コンクリート・陶磁器くずは全体に占める排出量が大きく、再生利用率も高いことから、全体の再生利用率を向上させている。
- ・廃石膏ボードについては、市内に再資源化施設が整備されたことから、最終処分されていたものが、今後はより一層の再生利用率の改善が見込まれる。

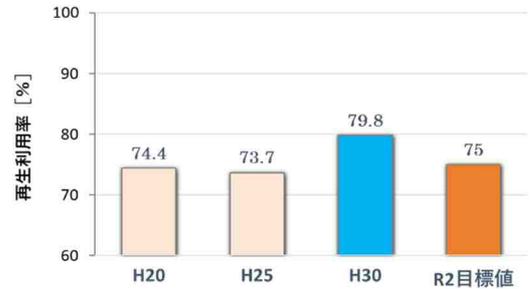


図 1 1 再生利用率

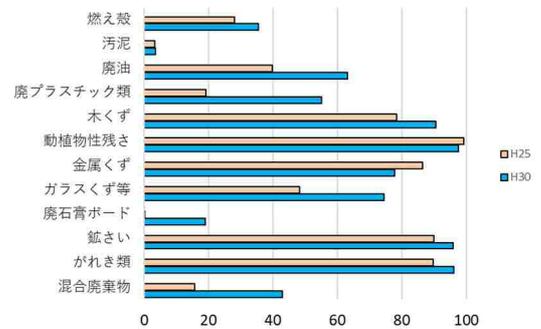


図 1 2 廃棄物種類別再生利用率
(年間排出量 5 千トン以上を対象)

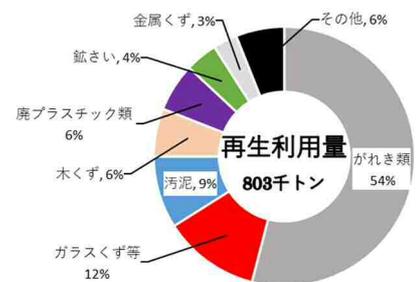


図 1 3 再生利用量の種類別割合

4. 市域内処理の目標値

(1) 目標値

- ①市域内中間処理率：88%以上
- ②市域外最終処分量：5万トン以下

(2) 結果

①中間処理の市域内処理率の結果

- 平成 30 年度：89.9%
対目標：+1.9%
(平成 20 年度から 1.7%増加、
平成 25 年度から 3.8%増加)

②最終処分の市域外処分量の結果

- 平成 30 年度：7.5万トン
対目標：+2.5万トン
(平成 20 年度から 1.4万トン増加、
平成 25 年度から 1.9万トン増加)

③考察

- 中間処理の結果について
 - ・一次処理として、市内の中間処理施設が活用されたと思われる、令和 2 年度の目標値を、平成 30 年度の時点においてすでに達成している。
- 最終処分の結果について
 - ・令和 2 年度の目標値を達成できない見込みである。
 - ・市内全体の最終処分量が増加していることから、それに伴い市域外最終処分量も増加した。
- 廃棄物種類別の市域外処理量について
 - ・種類別では、汚泥、廃プラスチック類、混合廃棄物が市域外における最終処分量が多い。

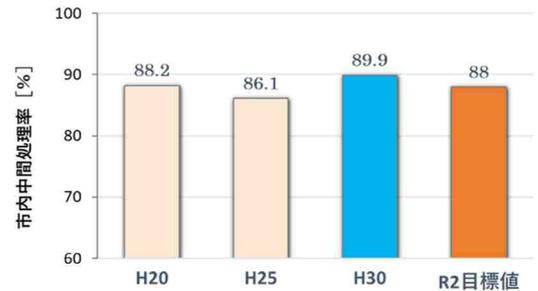


図 1 4 中間処理の市域内処理率

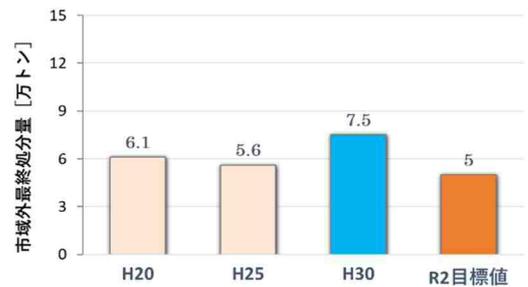


図 1 5 最終処分の市域外処理量

表 3 廃棄物種類別の最終処分量

単位：万 t

廃棄物の種類	H25		H30		市域外 増減
	市域内	市域外	市域内	市域外	
汚泥	1.7	0.3	1.5	0.9	0.6
廃プラスチック類	0.0	0.6	0.1	2.0	1.4
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	2.3	1.7	1.5	0.7	-1.0
うち、廃石膏ボード	2.0	0.2	1.2	0.1	-0.1
混合廃棄物	0.0	1.3	0.0	1.2	-0.1
がれき類	0.1	0.8	0.1	0.4	-0.4
その他	0.4	0.9	0.1	2.3	1.4
合計	4.5	5.6	3.3	7.5	1.9

※市域内には自己処分量を含む。

札幌市の重点施策の実施状況

重点施策 1. 排出事業者・処理業者等への指導、啓発の推進

1-1. 各種報告書に基づく指導

(1) 施策の内容

- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（以下「マニフェスト報告書」という。）、処理実績報告書、産業廃棄物多量排出事業者の減量や処理に係る計画書、実施状況報告書等に基づいた適正処理の指導を行う。
- 電子マニフェストの普及啓発及びマニフェスト報告書の提出指導の強化を行う。

(2) 実施内容

- 提出された各種報告書の内容について全て内容を確認し、不明点については電話等により状況を確認し、指導を行った。
- 不適正処理が疑われる場合で、立入指導等を実施した際に、委託先の情報を確認する等、各種報告書の内容を活用した。
- 令和2年4月から改正施行される、電子マニフェスト使用義務対象者に対しては、使用義務が適用される前から、加入状況の把握に努め、法的義務や罰則等について説明した。
- マニフェスト報告書の提出の電子化を進め、提出が容易な環境を整備し、かつ、広報さっぽろへの掲載や通知文の送付等により提出指導の強化を図った。

1-2. 事業系廃棄物に対する一体的指導の推進

(1) 施策の内容

- 事業系廃棄物の排出事業者に対し、一般廃棄物及び産業廃棄物の両側面から、一体的かつ効果的な指導を行う。

(2) 実施内容

- 不適正処理が疑われる事案があった場合は、一般廃棄物及び産業廃棄物双方の側面から適正処理について指導した。
- 事業系廃棄物の排出時等においては、「オフィス・店舗向け 事業ごみ分別・処理ガイドブック」を活用し、処理方法等について啓発を行った。
- 一般廃棄物の「事業系廃棄物減量計画書・処理実績報告書」の提出に係る周知と併せて産業廃棄物に係る各種報告書の周知を実施した。

1-3. 建設工事現場における指導

(1) 施策の内容

- 建設リサイクル法に係る立入調査等において、元請事業者に対し、産業廃棄物の適正処理を指導するなど、建設工事現場における排出抑制、現場分別及び再生利用を推進する。
- 大規模解体工事については、関係部局と連携した立入調査を実施する。
- 石綿含有産業廃棄物の排出作業を伴う建築物の解体工事等における、周囲への飛散防止等の観点からの適正な作業（散水や湿潤化等）の指導を行う。

(2) 実施内容

- 建設リサイクル法の届出のあった建設工事現場に立入調査を実施し、元請業者に対して、廃棄物処理法や環境省の建築物の解体等に係る石綿飛止対策マニュアル等に基づく廃棄物の適正処理、そのほか現場内分別処理を指導した。
- 年2回、労働基準監督署、建築安全推進課及び環境対策課と合同で立入調査を実施した。

1-4. 特別管理産業廃棄物（廃石綿等、PCB、感染性廃棄物）の適正処理推進

(1) 施策の内容

- 廃石綿等の除去・解体工事に係る各種法令等に基づく事前届出制度、本市最終処分場で処分する際の本市独自の事前申込制度を活用した、立入調査等の適正処理指導を行う。
- PCB（ポリ塩化ビフェニル）特別措置法に基づいたPCB廃棄物の把握及び立入調査等による適正な保管と処理等の指導を行う。
- 感染性廃棄物の排出量が多い医療機関への立入調査等による適正な保管と処理等の指導を実行する。

(2) 実施内容

- 特定粉じん排出等作業実施届出書の審査（環境対策課の主管、当課の合議）を行っており、除去・解体工事における廃石綿等の一時保管から最終処分までの状況を確認することにより、適正処理の指導を行った。
- 法に基づく届出により、PCB廃棄物・使用製品の把握を行った。
保管事業者に対する定期的な立入り調査のほか、新たに保管を開始した事業者や未届けの事業者のほか、掘起し調査により保管していることが判明した事業者に対して重点的に立入り調査を行った。
- 排出量の多い医療機関に対し、保健所と合同で定期的に立入調査を実施し、適正な保管と処理などについて、指導を行った。

1-5. 産業廃棄物処理事業者への指導

(1) 施策の内容

- 収集運搬事業者への立入調査（新規許可及び更新許可申請時等）による適正管理指導を行う。
- 処分事業者への定期的な立入調査による適正管理指導及び処理施設の状況、維持管理状況等の確認を行う。
- 産業廃棄物処理施設の維持管理情報等の情報公開を指導する。
- 環境保全に配慮した適正処理に係る情報提供、支援を行う。

(2) 実施内容

- 許可申請（新規・更新）時には、事業所の立入調査を行い書類の管理状況や、処理基準や保管基準への適否等について指導を行った。
- 許可申請（新規・更新）時の立入りに加え、原則年間1回を目途に立入り指導を行った。
- 法に基づく維持管理情報の公開について、指導を行った。
- 法改正や環境省からの通知等、適正処理に関する情報提供を、本市ホームページを活用し、適宜、情報提供を行った。

1-6. 産業廃棄物の適正処理に係る普及啓発

(1) 施策の内容

- 排出事業者や産業廃棄物処理事業者、建設工事関係事業者等各対象に応じた講習会の実施や、将来的な排出抑制等の視点も加えた普及啓発の推進を行う。

(2) 実施内容

- マニフェスト報告書等の提出時や、解体現場の立入り実施時等に、オフィス店舗向け事業ごみ分別処理ガイドブックや産業廃棄物ガイド等の刊行物を用いて、適正処理の普及啓発に努めた。
- 庁内向けに、産業廃棄物の適正な契約事務について説明会等を実施し、普及啓発をした。また、事業者向けの出前講座を開催し、産業廃棄物の適正処理方法を含む事業系廃棄物の処理の仕方を啓発した。

1-7. 不法投棄の防止対策推進

(1) 施策の内容

- 不法投棄監視パトロール員による巡回監視、市民による不法投棄ボランティア監視員制度等による不法投棄や不法焼却等の発見及び適正処理の指導を行う。
- 監視カメラや警告板（のぼり）の設置等による不法投棄等の未然防止を行う。

(2) 実施内容

- 警察 OB による巡回（4名2班体制）、夜間の委託による巡回（警備会社）、ボランティア監視員、不法投棄に関する協定の締結事業者により、監視体制を構築した。
- 監視カメラ（ダミー含む）の設置を行っているほか、のぼり旗やステッカーを、不法投棄が発生した場所の所有者等に提供し、未然防止を図った。

重点施策 2. 信頼のおける優良産業廃棄物処理事業者の育成

2-1. 優良産業廃棄物処理事業者制度の活用

(1) 施策の内容

- 産業廃棄物処理事業者に対する制度活用の推進を行う。
- 排出事業者に対する優良産業廃棄物処理事業者の活用促進施策を実施する。
- 生活環境の保全について、地域社会と良好な関係を築くことのできる産業廃棄物処理事業者の育成を行う。

(2) 実施内容

- 産業廃棄物ガイド等の刊行物で制度を案内している他、制度活用について適宜、個別に助言等を行った。
- ホームページで優良産業廃棄物処理業者の名簿を公開しており、排出事業者を含め広く市民に情報提供を行った。
- 優良認定取得に伴い、環境配慮への取組を実施するよう、許可業者に指導した。

重点施策 3. 非常災害に備えた処理体制の整備

3-1. 処理実施要領に基づいた災害発生時処理実務の運用体制等の確認

(1) 施策の内容

- 廃棄物処理法及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の一部改正など社会情勢の変化に応じた非常災害発生時における処理実務運用体制等の構築・維持を行う。
- 公益社団法人北海道産業資源循環協会との間で締結した「震災等廃棄物の処理の支援に関する協定」に基づく災害時の連絡体制の整備及び情報交換を行う。
- 近隣 7 市町村との間で締結した「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」に基づく災害時の連絡体制の整備及び情報交換を行う。

(2) 実施内容

- 平成 31 年 3 月に策定された札幌市災害廃棄物処理計画の内容や、平成 30 年度胆振東部地震による災害廃棄物対応での経験を反映して、災害対応マニュアルの改訂作業を実施した。
- 「震災等廃棄物の処理の支援に関する協定」に基づき、同協会の保有する資機材等の調査を毎年実施し、災害時に備え連絡体制の整備や情報交換を行った。
- 「札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定」に基づき、札幌圏廃棄物対策連絡会の定例会の場を活用し、情報交換を実施した。

(3) 今後について

- 平成 30 年北海道胆振東部地震の経験を活かし、さらに災害発生時に迅速に対応できるような管理体制に改善していく。

重点施策 4. 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進

4-1. 本市発注工事における産業廃棄物の排出抑制及び再資源化の推進

(1) 施策の内容

- 建設リサイクル法に基づく通知書の提出があった場合は、建設副産物処理計画等を確認するとともに、排出抑制、現場分別及び再生利用の徹底を適宜指導し、市域内処理の推進を図る。
- 建設汚泥を現場内で自己利用する際は、「札幌市建設汚泥の現場内自己処理に係る指導要領」に基づく事業計画書の提出を徹底するよう周知する。
- 「札幌市公共工事環境配慮ガイドライン」等に基づき、排出抑制や減量化、再生利用を率先して実行する。

(2) 実施内容

- 解体工事等の建設工事現場に立入を実施し、元請業者に対し、適正処理、排出抑制及び再資源化等について指導した。
- 建設汚泥の現場内自己利用に係る事案があった場合は、要領に基づき、適正な現場内自己利用を指導した。
- 「札幌市公共工事環境配慮ガイドライン」は、公共工事における環境配慮の基本的な指針として、廃棄物の適正処理、排出抑制および再資源化等についても規定されており、平成 29 年 8 月に最終改定し、引き続き運用している。

重点施策 5. 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進

5-1. 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの推進等

(1) 施策の内容

- 廃石膏ボードの直接最終処分量の低減に向けた、リサイクル施設の札幌市域内での整備を進める。
- 低炭素社会の実現に向けた、熱回収施設など高度な処理機能を有する焼却施設の札幌市リサイクル団地での整備を進める。
- 新規事業を検討している中間処理や最終処分の事業者に対し、北海道の補助金制度の周知等により支援を行う。
- 民間処理施設の受入状況等を考慮し、市有の処理施設における受入品目の見直しを検討する。
- 市域内処理を基本としつつ、将来的な道内連携を検討するため、道内既存処理施設を活用した産業廃棄物処理のあり方について、マニフェスト報告書等各種統計データなども活用した調査等を実施する。

(2) 実施内容

- 平成 30 年 11 月から、札幌市リサイクル団地内で廃石膏ボードリサイクル施設が稼働した。
- 平成 31 年 4 月から、札幌市リサイクル団地内にバイナリ発電を備えた新焼却炉が稼働した。
- 上記廃石膏ボードリサイクル施設は北海道の補助金制度を活用しており、その他各事業者に対し補助金制度の周知を実施している。
- 平成 30 年度までの民間処理施設及び本市処理施設における受入量等のデータを整理し、受入品目の検討を行っている。また、見直しに係る課題の洗い出しを完了した。
- 札幌市産業廃棄物排出・処理推計調査・検討業務を実施し、平成 30 年度における札幌市内で発生した産業廃棄物の処理状況について調査を実施した。

(3) 課題

- 市内に再資源化施設、焼却施設が新設されたことから、今後の市域内処理に寄与することが期待できるが、産業廃棄物の処分の委託については排出事業者の責任のもと、行われなければならないことから、市域内処理を強く要請することは困難であり、市域内処理を推進していく具体策がないのが現状である。

重点施策 6. 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援

6-1. 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援

(1) 施策の内容

- 廃石膏ボードなどの直接最終処分量の大きい産業廃棄物について、再生利用に関する先進技術、事例等を収集整理し、処理事業者向けに情報提供を行う。
- 本市に未活用資源を活用した再生利用施設が新設された場合、排出事業者に情報提供するなど再生利用施設の活用を促進する。
- 本市の産業廃棄物の排出、処理状況等について実態調査を実施し、未活用資源を洗い出した上で有効活用策を検討する。

(2) 実施内容

- 令和元年 10 月に他都市の廃石膏ボード再生施設を視察する等、事例の収集整理を行っている。
- 平成 30 年 11 月から、本市リサイクル団地内で廃石膏ボードリサイクル施設が稼働しており、発注部局への情報提供や、本市ホームページを活用した情報提供や、リサイクル団地のパンフレットに掲載するなどして周知を図っている。
- 札幌市産業廃棄物排出・処理推計調査・検討業務を実施し、平成 30 年度における札幌市内の産業廃棄物処理状況について調査を実施した。調査結果より、未活用資源の洗い出しを行った。

(3) 今後について

- 産業廃棄物処理状況の調査結果より、廃プラスチック類及び廃石膏ボードを未活用資源としてさらに再資源化を進めていく必要がある。廃プラスチック類については、活用策の検討が課題である。廃石膏ボードについては、市処分場での受入れを見直すことにより、再資源化施設へ誘導することを検討している。

重点施策 7. 排出現場・事業所における分別の徹底による未活用資源の有効利用の推進

7-1. 小規模な排出現場・事業所への適正分別等の指導による未活用資源の有効活用推進

(1) 施策の内容

- 建設リサイクル法が適用されない小規模な工事現場等に対し、建設リサイクル法に準じ現場分別の徹底及び建設副産物再資源化についての指導を行う。
- 「オフィス・店舗向け事業ごみ分別・処理ガイドブック」等を活用した、産業廃棄物の小規模排出事業者に対する分別・リサイクルに関する啓発を行う。

(2) 実施内容

- 建設リサイクル法の届出対象外となる小規模な解体工事等であっても、適正処理状況の確認や産業廃棄物の搬出先の確認を実施した。一部、不適正処理も確認できたため、廃棄物処理法に基づいた処理を指導した。
- 事業系廃棄物の分別・処理方法等については、ガイドブックを発行しており、適宜最新の情報に改定を行っている。

第 3 編

第 4 次札幌市産業廃棄物処理指導計画の総括（まとめ）

第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画の総括

第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画は、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画期間とし、札幌市で発生する産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進するため、札幌市が産業廃棄物排出事業者、処理業者等に対して行う指導の方向性を定め、施策を体系化したものです。

計画では、令和2年度を目標年度として、5つの数値目標（①排出量、②最終処分量、③再生利用率、④市域内中間処理率、⑤市域外最終処分量）を掲げ、これらを達成するために「産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進」「産業廃棄物の市域内処理の推進」「未活用資源の有効活用の推進」の3つの基本方針のもとに、7つの重点施策を定めて取組を進めてきました。

その結果、平成30年度における産業廃棄物の排出・処理状況と、令和2年度の目標値との比較は、以下の表のとおりです。①排出量については、平成15年度からほぼ横ばいで推移し、かつ、令和2年度の推定値よりも排出抑制が進んでいることから、排出抑制の取組の推進や社会経済の状況により達成が見込まれる状況です。②最終処分量及び⑤市域外最終処分量については、排出量の微増、減量されずに最終処分された量が増加したことにより、達成は困難な状況です。③再生利用率については、重視していた廃石膏ボードや廃プラスチック類を含む多くの産業廃棄物の種類において再生利用率が改善されており、④市域内中間処理率については、一次処理として市内の中間処理施設が利用されていることにより、平成30年度の時点ですでに目標値を達成しております。

数値目標と達成度

項目	基準	平成25年度	令和2年度 推定値	令和2年度 目標	平成30年度	達成度
①排出抑制 の推進	排出量	289.3万t	293.5万t	290万t以下	292.4万t	△
②最終処分量 の減量	最終処分量	10.1万t	10.4万t	9万t以下	10.8万t	×
③再生利用 の推進	再生利用率	73.7%	73.1%	75%以上	79.8%	○
市域内処理 の推進	④市域内 中間処理率	86.1%	86.5%	88%以上	89.9%	○
	⑤市域外 最終処分量	5.6万t	5.5万t	5万t以下	7.5万t	×